

概要版

令和4年度第1回野洲市都市計画審議会会議録

開催日時 令和4年 4月28日(木)
午前10時00分～11時10分
場 所 市役所本館2階 庁議室
出席者 委員10名中9名
傍聴者 なし

1. 開 会

事務局(都市計画課長)から審議会成立の報告

2. 挨拶

会長挨拶
市長挨拶

3. 協議案件

(1) 野洲市景観計画の改訂について

資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5に基づき説明

協議結果

・野洲市景観計画の改訂については、計画に太陽光発電設備等に係る届出基準及び景観形成基準を追加する旨を説明。都市計画との整合の見地よりご意見をいただいた結果、特段の異議はありませんでした。

主な意見

- A委員 太陽光発電は既に設置されているところもあるが、今後は届出が必要となるのか。また、太陽光発電設備の耐用年数はどのくらいか。
- 事務局 令和5年1月1日から改訂した計画の施行を予定しており、それ以降に届出の対象となる行為を行う場合には届出が必要となる。法定耐用年数は17年である。パネルについては20～30年、パワーコンディショナー(太陽光パネルで発電した電気を家庭用に使える電気に変換するための装置)は10～15年であることを確認している。
- 会長 改訂後の基準に合致しない太陽光発電設備等が市内にあるかどうか事務局は把握しているか。

- 事務局 今回改訂予定の基準に適合しているかどうかについては把握していない。
- 会長 既に設置されている太陽光発電設備等で今回の基準に著しく違反しているものは、野洲市内にはないであろうという認識でよいか。
- 事務局 そのように想定している。
- B委員 市内の太陽光パネルの設置において、景観上の支障等が出てくるのか。
- 事務局 現時点で景観上の支障が出ているという話は聞いていない。ただ、既に太陽光発電設備等を設置している方には、景観への配慮にご協力いただけるよう出来る限り周知させていただく。
- B委員 太陽光パネルの事業が産業として成立しにくくなる中で単純に規制をかけるものと捉えた。投資を呼び込む制限になると危惧しているが、どのように考えているのか。届出が簡易なもので形式的な範疇であれば、特に影響はないと思うが、そのあたりについて教えてもらいたい。
- 事務局 再生可能エネルギーの普及については、国を挙げて、世界でも取り組む流れになっており、当然、野洲市においても再生可能エネルギー普及の推進を考えている。景観という視点で規制という言葉を使っているが、許可ではなく届出である。届出の段階で基準に見合った形でご協力いただくもので、再生可能エネルギーの普及に支障を来すものではないと認識している。
- 会長 エネルギー資源として非常に重要なものとなる一方で、野洲市では問題になっていないが、農地に広大な太陽光発電設備を設ける事例が山村部において見られ、景観上の指摘を受けて大きな問題となっている。広大な面積の農地で誰かが事業するといった具体的な案件が出てきた際には、事務局も対応することとなるかもしれない。
- C委員 農地に太陽光パネルを設置する営農型の太陽光発電の設置について、国の規制改革会議などで徐々に設置基準が緩和されている。営農型というのは、農地の上にパネルを設置し、下の空間で農業を行うものである。民家があると反射光が生活に影響を与える可能性がある。農地法に関しては、3年間の一時転用となり、支柱と地面が接する部分のみを許可対象としており、市内では2箇所ほどある。また、「みどり戦略」やカーボンニュートラル等の関係で、今後、ますます推進されると思うが、農地を管理する者としてはあまりありがたく

ない状況である。

D委員 現在は届出不要であり、届出なく工作物が市内にいくつか設置されていると思うが、何箇所に設置されているのか。誰が設置したのか把握しているのか。将来、老朽化などにより景観上の問題が出てくるのではないかと思う。また、重点地区の所で琵琶湖景観形成地区と琵琶湖景観形成特別地区の違いを教えてください。

事務局 市内を見た範囲では、およそ15箇所あることを把握している。その多くが大規模なもので、吉川地先、国道8号沿い、野洲川沿いに3箇所あるほか、市街地内にも設置されている。2点目の琵琶湖景観形成地区と琵琶湖景観形成特別地区については、概ね湖岸道路より琵琶湖側が琵琶湖景観形成特別地区となっており、琵琶湖景観形成特別地区は若干厳しい規制となっている。

B委員 資料2-3の景観形成基準について、現在、市内にある太陽光パネルについては、概ね景観形成基準を満たしているという理解でよいか。

事務局 1箇所ずつ確認したわけではないため、全てが景観形成基準に適合しているとはお答えはできない。現地を確認した範囲では、一部、自然林により配慮されている箇所もあるが、植栽等による目隠し措置等がなされていない箇所がある。

B委員 この基準を設けることによって、今後、パネル開発を行おうとする事業者が採算割れを起こすのではないかと懸念している。この基準を設けても事業が成立すると認識しているのか。

事務局 改訂予定の基準は大まかなものとなっている。採算性を求める事業者もいるため、それに支障を及ぼしてまで規制を厳しくするという思いはない。太陽光発電設備等は特定の土地で行うものであるが、景観は周辺との調和が基本となるため、具体的な案件については個別の状況に応じて、基準の範囲内で柔軟な対応を行いたい。

E委員 滋賀県も昨年度、景観計画等を改訂している。今回、野洲市が改訂する内容で特に問題ないと思う。

F委員 この基準に基づいて設置した場合、問題になるのは反射熱である。パネルの近くに民家がある場合には、反射熱による被害を受けることとなる。最初にある程度、強制が必要ではないかと思う。先程、この基準に基づき設置する際に

は、多くの投資が必要になるのではないかと意見があったが、私も太陽光発電をしており、多くの投資は必要ではないと思う。採算性についてはそれぞれの業者が考えることである。

事務局 色彩については、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度でできるだけ低反射とすることというところまでしか基準はないが、届出があった際には、ご協力いただけるよう配慮する。また、国から示されている太陽光発電に関するガイドラインにおいても、景観に配慮するよう記載されているため、それらの資料も周知しつつ、周辺の住民の方にご迷惑が無いようご協力いただきたいと思います。

会長 貴重なご意見感謝する。当審議会としては、今回の景観計画の改訂に対しては特段の異議はないということで進めてさせていただく。

4. 報告案件

(1) 老朽化した都市計画施設の改修について

資料3に基づき説明

報告結果 ・老朽化した都市計画施設の改修について、令和2年の都市再生特別措置法改正により創設された立地適正化計画に基づく「都市計画事業の認みなし制度」について説明。本制度を活用するため、野洲市立地適正化計画に都市計画施設の改修事業を記載することについて、滋賀県との調整を進めている旨を報告した。

主な意見

A委員 今年度から都市計画税の課税が始まるが、都市計画税は全て都市計画施設の改修事業に充てるのか。

事務局 都市計画税はまだ入ってきておらず、都市計画税の充当先については財政部局の判断となる。

5. その他

主な意見

D委員 野洲駅南口周辺の容積率を緩和する等の意見が庁内や外部から出てきているか。

事務局 今のところ意見は出ていない。課題としては認識している。

6. 閉 会

副市長挨拶

以上